

各 位

会 社 名 トモニホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長兼CEO 中村 武
(コード番号 8600 東証プライム)
問合せ先 常務取締役経営企画部長 藤井 仁三
(TEL 087-812-0102)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	令和 7 年 7 月 24 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 248,228株
(3) 処分価額	1 株につき 533 円
(4) 処分総額	132,305,524円
(5) 割当予定先	取締役 5 名 52,910株 当社子会社の取締役19名 195,318株 ※ 社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、令和 7 年 5 月 13 日開催の取締役会において、株価上昇によるメリットと株価下落によるリスクを株主の皆さまと共有し、これまで以上に株主の皆さまとの価値共有を進め、中長期的な業績向上と企業価値向上へのインセンティブ効果をより一層高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下同じです。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、同年 6 月 25 日開催の第 15 期定時株主総会において、①本制度に基づき、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その譲渡制限期間は、当該株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任する日（ただし、退任後 1 か月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法にて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間 140,000 株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額 4,200 万円以内とすること等につきご承認をいただいております。

また、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、当社子会社である株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行（以下「当社子会社」といいます。）の取締役にも譲渡制限付株式を付与することといたしました。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役 5 名及び当社子会社の取締役 19 名（以下「対象取締役」といいます。）に対し、本制度の目的、対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、当社又は当社子会社から金銭報酬債権合計 132,305,524 円を支給し、それを当社に現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式 248,228 株を処分することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、令和 7 年 7 月 24 日（払込期日）から当社及び当社子会社の取締役のいずれも退任する日の属する月の末日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの間（対象取締役が当社子会社の取締役である場合には、払込期日の直前の当該子会社の定時株主総会の日から翌年に開催される当該子会社の定時株主総会の日までの期間の間とし、以下「本役務提供期間」という。）、継続して、当社又は当社子会社の取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間中に、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役のいずれも退任した場合、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を 12 で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、令和 7 年 6 月 24 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 533 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上